

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:平成27年度)

施設 の 名 称	宮城県船形コロニー
指 定 管 理 者 の 名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施 設 所 管 部 課 (室)	保健福祉部 障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成18年4月 ~ 平成23年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成23年4月 ~ 平成28年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成28年4月 ~ 平成33年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
指 定 期 間	平成28年4月1日 ~ 平成33年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県船形コロニー	
所 在 地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21	
設 置 年 月	昭和48年8月	
根 拠 条 例 等	障害者支援施設条例	
設 置 目 的	知的障害の程度が著しい等のため、独立自活が困難な心身障害者を入所させて、適切な保護、医療、生活指導、機能回復訓練、地域生活移行に向けた訓練を行う。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	491,059.95㎡
	構 造	鉄筋コンクリート造, 鉄骨造, 他非木造
	内 容	サービス棟, 管理棟, 給食センター, 訓練棟, 体育館, 居住棟他
開 館 (所) 日	—	
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	(1)施設運営の基本的事項 (2)施設の管理運営体制の整備 (3)内部チェック体制 (4)建物・設備等の保守管理 (5)利用者の生活環境等の確保 (6)苦情解決体制の整備 (7)自己評価及び自己点検体制の整備 (8)職員の確保と職員の資質向上 (9)事故発生時の体制の整備 (10)防災防火体制の整備・充実 (11)施設利用者処遇等	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成27年度) (A)	前 年 度 (平成26年度) (B)	評価対象年度 (平成27年度) (C)		
開館(所)日数	366 日	365 日	366 日	100.0%	100.3%
延べ利用者数	140,400 人	131,143 人	131,918 人	94.0%	100.6%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成27年度) (A)	前 年 度 (平成26年度) (B)	評価対象年度 (平成27年度) (C)		
施設入所支援	76,860 人	73,568 人	73,610 人	95.8%	100.1%
生活介護	55,020 人	52,629 人	52,702 人	95.8%	100.1%
就労継続支援B型	4,860 人	4,079 人	4,186 人	86.1%	102.6%
短期入所	3,660 人	867 人	1,420 人	38.8%	163.8%
	人	人	人		
合 計	140,400 人	131,143 人	131,918 人	94.0%	100.6%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成27年度) (A)	前 年 度 (平成26年度) (B)	評価対象年度 (平成27年度) (C)		
県指定管理料	1,177,909	1,205,973	1,191,713	101.2%	98.8%
利用料金収入					
その他					
収入計 (a)	1,177,909	1,205,973	1,191,713	101.2%	98.8%

(2) 支出

人件費	880,038	937,688	917,019	104.2%	97.8%
施設管理費	58,307	62,650	54,377	93.3%	86.8%
事業運営費	193,976	199,401	199,724	103.0%	100.2%
その他	45,588	0	0	0.0%	
支出計 (b)	1,177,909	1,199,739	1,171,120	99.4%	97.6%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	6,234	20,593		330.3%
前期繰越収支差額	43,421	37,187	43,421	100.0%	116.8%
次期繰越収支差額	43,421	43,421	64,014	147.4%	147.4%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(平成27年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
				評価		評価
①管理運営体制	宮城県社会福祉協議会の経営理念,平成27年度指定管理事業計画において策定した管理運営上の基本方針に基づき,必要職員数を確保するとともに,法人で定める諸規程に基づいて必要な帳簿等を備え,適正な施設運営を実施するとともに,職員の人材育成に努めました。 研修実績 1 施設内研修 9回 2 法人研修 45回194人(延) 3 外部研修 24回 52人(延) 4 各種資格取得 8人		宮城県社会福祉協議会の経営理念,平成27年度指定管理事業計画において策定した管理運営上の基本方針及び法人で定める諸規程に基づいて必要な帳簿等を作成し,適正な施設運営を行いました。 また,県配置基準に基づく必要職員数及び有資格者を確保し,配置に努めました。 更に,実習生・ボランティア等の受け入れ,各種研修会への講師派遣各種資格取得の奨励など人材育成にも努めました。		運営の基本方針及び事業計画に基づき,必要な職員が確保されるとともに,職員に対する研修も実施され,職員の質の向上に努めていることが認められる。 また,書類も適正に管理・保管されている。 職員に対する研修については,職場研修や外部研修等を通じて,各種資格取得の奨励も図られており,職員の質の向上に努めている。	
人員体制	正規 111人	非正規 53人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	指定管理に関する委託契約に基づき,消防設備等の27種類の業務について保守点検等を行い施設の建物,設備等の適切な保守管理に努めました。 自主点検毎月1回		電気設備,ボイラー運転・設備等の業務委託,ワックス・窓ガラス清掃や各居住棟内清掃及び植栽・芝生管理は業者委託を行い,更に,職員による日常的な保守点検とともに,職員,ボランティアによる建物内外の清掃や除草により建物・設備等の適正な保守管理を行いました。 また,非常照明器具の点検及び交換をしました。 なお,老朽化に伴う街路灯等の各箇所を点検,修繕も行いました。		設備点検や園内清掃,植栽・芝生管理は業者に委託し,適切に管理されている。 居室等の清掃,除草は職員やボランティアが行い,常時の環境整備に努めている。	
③運営業務(ソフト事業等)の実施	【利用実績】 1 施設入所支援・生活介護 定員210人 入所支援,延73,610人 生活介護,延52,702人 2 就労継続支援B型 定員20人,延4,186人 3 短期入所事業 実26人,延1,420人 (家族対応困難等の緊急・一時的受入れ 実5人) (他事業所対応困難等の支援困難者の受入れ 実2人) 4 地域移行 実0人 5 実習生等の受入れ ・保育士実習 実9人 ・社会福祉援助技術現場実習 実1人 ・施設体験実習 実11人 ・学生等施設見学 実150人		ノーマライゼーションの理念及び障害者総合支援法に基づき,本人主体の個別支援計画による地域生活移行の推進と利用者のより豊かな生活の実現に努めました。 1 施設入所支援においては指定管理予算数に対し適正な運営に努めました。 2 就労継続B型は,地域で暮らす障害者の就労と雇用の拡大をめざした支援をしました。併せて入所利用者の就労を進める観点から作業を主とする日中活動の支援を行いました。 3 地域移行はありませんでした。 4 福祉人材の育成として,実習生の受け入れを行う等,施設機能の推進に努めました。 5 セーフティネット機能として,反社会的行為及び自閉的傾向による器物破損行為又は要医療行為者等の他施設受入困難な障害者や家族の入院等により在宅生活が困難になった障害者を短期入所及び新規入所受入や相談を行うなど取り組みました。		実習生や施設見学者を積極的に受け入れ,福祉人材の育成に貢献している。 また,家族対応困難者やグループホーム退去等による地域生活継続困難者等を受け入れ,セーフティネット機能を果たしている。 地域生活移行については,高齢化や障害の重度化等の理由により,現状ではグループホーム等への移行の促進が難しい状況にあるが,今後の地域生活移行に繋がるような継続的な取り組みが求められる。 今後も入所利用者一人ひとりに合わせた個別支援計画の着実な実施により,能力の維持及び向上を図る必要がある。	
④自主事業の実施	福祉セミナーの開催 虐待防止の取り組みとしてアンガーマネジメントの研修を行政・福祉関係者を対象に実施 参加者131人		県内の福祉関係者を対象にセミナーを開催したほか地域の福祉・教育・地域住民及び自立支援協議会との交流連携を図り地域の社会資源として事業を実施している。		福祉セミナー等の開催を通じて,障害福祉に関する意識啓発や理解醸成の機会を提供するなど,良好な事業を実施していると認められる。	
⑤利用者サービスの向上	1 利用者サービスの向上のため,法人としてワーキング部会を設置し,利用者の権利擁護・リスク管理等を推進しました。個々人のニーズに基づき支援することで生活の質の向上を図りました。 3 福祉QC活動の推進による業務改善の推進を行いました。 4 広報誌の発行 年2回 1,200部 (各園・センター等部署ごと 15回) 5 ホームページでなんでも相談結果及び概要,サービス評価の改善計画等を公表しました。		施設及び各係の年間計画に基づき,随時進捗状況の確認と実施に向けた取り組みを行いました。また,必要に応じ見直し等を行いました。 個別支援計画書は年2回の見直しを行い,生活の質の向上を図るとともに,新事業体系移行に向けて,各種様式等の見直しや,作成を行いました。 福祉QC活動は,コロナ内から4サークルが参加し,業務の改善と利用者の生活の充実に努めました。 広報誌の発行やなんでも相談,施設サービス評価結果をホームページに公開し,情報の提供と施設の透明性の確保に努めました。		各種部会を立ち上げて利用者の権利擁護に努めている。 また,福祉QC活動を推進し,業務改善をおこなうとともに,広報誌の発行やホームページを活用することで,利用者のサービス向上に努めている。	
⑥利用者の苦情,要望等の把握とその反映	園長との懇談会やファミリー会,自治会等で利用者の声を把握し,希望要望に応えられるよう対応しました。 利用者の声 115件		利用者,家族等からの苦情,なんでも相談の受付システムを明確にし,「声」に対する対応や改善の取り組みを行いました。 1 責任者・受付担当者・第三者委員を配置・明示しました。 2 苦情受付に関するパンフレットを掲示し,苦情受付のシステムを明確にしました。 3 利用者の声については,日中活動,余暇活動の中で反映しました。 4 第三者委員による苦情相談窓口を開設し相談しやすい環境づくりに努めました。		相談会の開催や意見箱の設置,第三者委員の配置等,苦情や要望に対処する体制が整備されている。 また,利用者の要望について,実現可能なものは,日中活動及び余暇活動の中で,実際の取り組みに反映させるよう努めている。	

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑦安全対策	1 法令に基づく防災訓練の実施 ・11回 内夜間想定防災訓練 各部署延べ 17回 ・安否確認システム等通信訓練 2回 2 事故防止に向け、誤薬ゼロ作戦の展開 や、各種事故の内容についてSHELモデルによる要因解析を行い 減少に努めるとともに、 事故防止に取り組みました。	法人の危機管理計画に基づき、消防計画を策定し防災体制の整備・充実を図るとともに、地域住民の協力のもと年3回の総合防災訓練を実施しました。また、業者による消防防災設備等の点検を定期的に行いました。 法人の危機管理計画に基づく対応の外、無断外出捜索マニュアル及び無断外出・事故発生時の緊急連絡体制を整備しました。また、法人リスクマネジメント規程に基づき事故防止に取り組みました。 緊急時対応マニュアルの配布と震災等災害時対応研修による危機意識の啓発を行うとともに防災用ライト・トイレ等と非常食5日分の常備を行いました。	A	定期的な防災訓練の実施とともに、年に3回、地域住民を交えた総合防災訓練を実施しており、有事に備えた対応が認められる。 誤薬・緊急対策マニュアルの見直しや、マニュアル遵守の徹底等、誤薬の減少につながる取り組みがされている。	A
⑧県民の平等利用	施設の利用については、平等性を確保するために、対象者、家族(身元引き受け人)、相談事業所及び関係自治体等との打ち合わせを経て第三者委員を含めた入所判定会議を開催し、利用の可否を決定しました。	法人の情報公開規程に基づき、運営規程の揭示、広報誌ホームページ等を活用し施設概要、事業の掲載等県民や障害を持つ本人・家族に対し広く情報の提供に努めました。 家族対応困難等緊急を要する短期利用の相談対応や受け入れに当たっての家族を交えた関係者の支援会議に参加しました。また、黒川地区自立支援協議会への参加、短期入所等のサービス利用に伴う支援会議への参加等、支援ネットワークの構築を図りました。 第三者委員を加えた入所判定会議を開催し透明性を図りました。	A	入所希望者がいる場合には、事業所や自治体との打合せを行い、保護の必要性・緊急性が高い利用者を優先的に入所させる方策を実施しており、県民の平等利用に対する配慮がなされている。	A
⑨個人情報の保護	「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定保護規程」に基づき、会議や施設内にプライバシーポリシーを掲示すること等で個人情報の適正な管理に努めました。また、同規定に基づき個人情報管理責任者を施設長と定めています。	法人の個人情報・特定個人情報保護規程に基づき、パソコンのパスワード更新や公文書の外部持ち出し時は管理簿にて管理しました。	A	法人で定めている規程に基づき、個人情報の保管・管理が徹底され、他者が当該情報を閲覧できないよう対策がされている。	A
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり	入所申し込みは随時受け付け、施設入所支援利用者の入所判定会議を年2回開催し、公平な審議を行い、欠員(地域生活移行・死亡等)が生じたときは速やかに優先順位及び緊急性を基に入所者を決定し受け入れしました。	A	利用実績から判断すると、概ね良好な事業運営ができておりと認められる。	A
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり	法人の経理規則に基づき会計・経理事務の適正な執行を行いました。宮城e行動宣言に基づき、こまめな節電等による電力量の減少やボイラー設定温度を調節する等コストの削減に努めました。	A	指定管理料金額内での運営に努めているが、専門職員の配置など人員配置体制の充実について更なる取り組みが望まれる。	B
⑫その他の取組	1 利用料の徴収実績 (1)利用料 109,761,145円 (2)介護給付費 769,151,325円 合計 878,912,470円 2 実習生を受け入れて福祉に関する人材育成 実23人 3 地域住民・団体等のボランティアの受け入れ。 また、土日・休日にグラウンド・体育館を少年野球クラブ、大和スポーツ少年団、車いすバスケットボール等に貸し出しました。 4 関係機関との連携で相談支援事業所等と連携し支援を行いました。	1 利用者の徴収事務は専任の担当者を配置し、援護の実施者等関係機関との連絡調整を図り適正に処理を行いました。 2 実習生の受け入れによる福祉人材育成については積極的に受け入れました。 3 地域住民との連携については、総合防災訓練における地域消防団婦人防火クラブの協力を得て実施したほか、ゲートボールやグラウンドゴルフを通じ、地域老人クラブや児童館との交流を図りました。また、地域住民を対象とした介護教室を開催するなど地域交流の推進に努めました。 4 関係機関との連携については、緊急を要する短期利用者の受け入れ等に伴い、民間施設や市町村、相談支援事業所等関係機関と協議・検討するなど連携を図りました。 5 環境配慮の取り組みとして再生紙の購入やミスコピー用紙の再利用、こまめな電気の消灯とボイラーの温度の調整による電気代の節減に努めるとともに、みやぎe行動宣言事業所として、エコドライブに努めるなど環境配慮の推進を図りました。 6 職員による自己評価の実施と、その結果に基づき是正改善を行うなど適正な施設運営に努めました。	A	地域住民・団体のボランティアの受け入れや、地域のスポーツクラブ等への体育館等の貸し出しを行っており、地域と活発に活発に交流していると認められる。 職員による自己評価を実施し、その結果に基づき改善を行っており、適正な施設運営に努めている。	A
総合評価		指定管理事業所として適切に運営するとともに、利用者の生活の質のサービス向上と権利擁護に努めました。また、民間では受け入れ困難な利用者や再入所者の受け入れを行いセーフティネットの機能を担いました。	A	指定管理者として、事業計画に基づき、施設の管理・運営が適切になされるとともに、利用者の障害特性や状態等に配慮した支援がなされていると認められる。 今後も、利用者一人ひとりの障害特性や状態に対応した支援に努める必要がある。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項 目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<p>経年劣化に伴う建物の老朽化で修繕箇所が増えており、施設の維持管理費の増が見込まれています。</p> <p>利用者の重度化・高齢化及び新規利用者の重度化に伴う施設整備、支援度の高い利用者に対応する人材の確保及び専門的技術の習得等、人的なスキルアップが必要です。</p>	<p>重度の障害者や自閉症・行動障害などの特性を有する障害者が多く入所していること、また、入所利用者の高齢化が進んでいることから、今後も、専門的な能力を有する職員による支援や人材育成・確保が不可欠であり、そのための施設運営、職員研修等を実施していく必要がある。</p>